

(新規) 07.63

地域未来投資促進法の規定による手数料等の軽減について (商)

1. 軽減の要件と内容

地域未来投資促進法第22条において規定する承認地域経済牽引商品等（以下「承認地域経済牽引商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は設定登録料若しくは存続期間の更新登録料を納付すべき者が当該承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であって、商標法第7条の2第1項に規定する組合等又は地域未来投資促進法第22条第1項及び第2項に基づき商標法第7条の2第1項に規定する「組合等」とみなされた一般社団法人である場合^{注1}には、承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に期間内に限り、商標登録出願の手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される（地域未来投資促進法23条1項、2項、地域未来投資促進法施行令3条2項、4条2項）。

2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき書類は、「表」の右欄に掲げるものである（地域未来投資促進法施行令3条1項、4条1項）。

「表」

要件	証明書
ア. 承認地域経済牽引事業者であること	<ul style="list-style-type: none"> 承認地域経済牽引事業計画の写し（地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し） 申請に係る地域団体商標が、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面
イ. 申請に係る地域団体商標が承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係るものであること	
ウ. 承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること	

(新規平成31・4)

^{注1} 地域団体商標登録出願に係る出願人の主体要件を満たす場合であり、当該主体要件については「01.63」を参照。